

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市情報公開審査会 (第115回)		
事務局(担当課)		総務部 総務課 内線(2362)		
開催日時		令和 4年 11月 7日(月) 午後5時00分～		
開催場所		川西市役所 5階 501会議室		
出席者	委員	水鳥会長 坂井副会長・平山委員・吉川委員・井上委員 (オンライン参加 4名) 以上 5名		
	事務局	総務課 岡本副部長・黒田課長補佐・川合副主幹・早金主査 越智主査・中野主任 ICT推進課 片桐課長・足立課長補佐		
傍聴の可否		一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由		諮問第94号、95号、96号は個人情報を取り扱うため傍聴不可		
会議次第		1 会長あいさつ 2 諮問事項 情報公開条例に係る諮問第96号について ・審査請求人からの口頭による意見陳述 情報公開条例に係る諮問第94号、第95号について ・答申案の審議 情報公開条例に係る諮問第97号について ・川西市情報公開条例の整備 3 その他		
会議結果		(1) 諮問第 96 号に係る諮問について実施機関からの説明、審査請求人による口頭意見陳述が実施され、委員から質疑応答が行われた。 (2) 諮問第 94 号、第 95 号に係る答申案について各委員において審議を行った。 (3) 諮問第 97 号に係る諮問について事務局より説明が行われ、各委員から質疑応答が行われた。		

審 議 経 過

<会長>

あいさつ

<事務局>

通信状況の確認

配布資料の確認及び説明

<諮問事項>

(1) 諮問第96号の審議について

「令和3年12月24日付第6号公文書不存決定通知書」について不存としたことに対する審査請求について

※ 実施機関からの説明 ※ 審査請求人の口頭による意見陳述

(2) 諮問第94号の答申にかかる審議について

「令和元年6月14日付第20号から第38号及び令和元年8月15日付第84号公文書部分公開決定通知書」で非公開処分にした部分のうち、下記の項目について非公開としたことに対する審査請求について

- ①加害教諭の年齢・性別 ②加害教諭の心情・経歴・体罰
- ③被害生徒の年齢・性別 ④被害生徒の負傷部位・診断書・受診科

(3) 諮問第95号の答申にかかる審議について

「令和元年6月14日付第39号から第46号公文書部分公開決定通知書」で非公開処分にした部分のうち、下記の項目について非公開としたことに対する審査請求について

- ①加害教諭の年齢・性別 ②加害教諭の心情・経歴・体調
- ③被害生徒の性別 ④被害生徒の診断、処置内容、病院名

(4) 諮問第97号の審議について

「川西市情報公開条例の整備について」

<その他>

会 長

各委員におかれましては、非常に御多忙の中、当審査会に、ご参出いただきまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、第115回川西市情報公開審査会を開催いたします。開会に当たりまして、本日は、委員が遅れて出席ということで、現状、5名中4名出席ということでございますので、当審査会は有効に成立していることをまずはご報告申し上げます。本日は、諮問第96号について、実施機関からの説明および前回の審議におきまして受諾しました、審査請求人からの口頭意見陳述を行いますのと、諮問第94、95号については答申に向けた審議を進めてまいりたいと存じます。また、新たな諮問案件としまして、諮問第97号が提出されましたので、できましたら、こちらの審議も行いたいと思っております。今日の出題が目白押しですが、ご協力の方宜しくお願いいたします。それでは、まず、事務局より、本日の書類等についての確認していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事 務 局

<事務局 本日の書類等説明（省略）>

また、答申書や会議録の作成に正確性を期すため、会議の内容を録音させていただきます。作成後の録音データは、削除いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、この旨は、意見陳述されます審査請求人さんにも、事前に説明させていただいてお

審 議 経 過

会 長	<p>ります。事務局からは、以上でございます。</p> <p>続きまして、諮問第97号川西市情報公開条例の整備について、実施機関であります総務課(事務局)から説明を受けたいと思います。宜しくお願いします。</p>
実 施 機 関	<p>それでは、諮問第97号 川西市情報公開条例の整備について、ご説明します。</p> <p>私、総務部、総務課の早金と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>諮問第97号 川西市情報公開条例の整備についてと題された資料をご覧ください。</p> <p>まず1つ目、条例改正の理由でございます。本市では、国において、個人情報の保護に関する法律が、改正されたことにより、令和5年度以降の個人情報保護制度を整備するに当たって、個人情報の開示請求に係る、手数料及び個人情報保護審査会の在り方を見直しました。これに伴いまして、本市の情報公開制度におきましても、個人情報保護制度の規定との整合性を図る必要があるため、川西市情報公開条例を改正します。</p> <p>次に、2頁目の改正内容についてでございます。今回の改正は、大きく分けて、2点あります。1点目は、手数料についてでございます。現在の公文書の公開におきましては、手数料として、公開する公文書1件につき300円とし、写しの交付を行う場合には写し1枚につき10円を加えた額を、公開の際に徴収しています。なお、公文書の非公開決定又は存否応答拒否の決定をした場合は、手数料を徴収していません。本市としましては、個人情報保護制度の在り方を見直す中で、昨今のICT化、オープンデータ化などの情勢を鑑みると、自己情報の開示について受益者負担の考え方はなじまないのではないかと結論に至りました。</p> <p>この考え方は情報公開制度においても同様で考えられ、デジタル化による公文書の検索性の向上、行政執行の透明化の推進、個人情報保護制度との整合性の確保の観点から、個人情報保護制度と同様の措置をとることが適当と判断いたしました。従いまして、公文書の公開に係る手数料についても、実費相当分の手数料、写し1枚につき10円の部分のみ徴収することとし、公文書1件につき300円としていた部分については徴収しないことといたします。2点目ですが、審議会の統合でございます。現在、個人情報保護制度に、おきましても、本審査会と同様の役割を担うべく、個人情報保護審査会を設置しています。改正後の個人情報保護法でも引き続き、行政不服審査法上の審査会として設置できるものとされています。一方、個人情報保護審査会とは別に、個人情報保護審議会を設置していますが、こちらにつきましては、これまで諮問していました、個別の個人情報に係る、事案に対する類型的な事項について、改正後の個人情報保護法制度の上では諮問できなくなるなど、審議会としての役割が現行よりも制限されることとなります。以上を踏まえ、本市において、これらの付属機関を別々の機関として置くのではなく、情報公開制度と個人情報保護制度を一元的に諮問できる付属機関を置く方が適当ではないか、との判断に至りました。</p> <p>したがって、本審査会と個人情報保護審査会、個人情報保護審議会とを一本化し、川西市情報公開・個人情報保護審査会として、新たに条例を制定して、設置することといたします。これに伴いまして、今回の改正で、川西市情報公開条例の規定のうち情報公開審査会に係る規定を改正しようとするものです。情報公開制度に関する所掌事務については、現行</p>

審議経過

	<p>の審査会と同様でございます。公文書公開決定等に対する審査請求の調査審議及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用の推進に関する重要な事項についての調査審議を引き続き所掌することとなります。なお、新たな審査会の委員につきましては、委員の任期を4年、定数を6名とし、学識経験者で組織を組む予定です。本市としましては、現在の情報公開審査会の委員5名に現在の川西市個人情報保護審議会の委員1名を加えて構成する予定で考えております。最後に、施行期日について、新条例を令和5年4月1日から施行することといたします。このほか、資料に記載はありませんが、一部改正条例の付則において、手数料の改定に伴う経過措置などを規定いたします。以上が、今回の条例改正の内容であります。本件諮問に関する説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>どうも説明ありがとうございました。当審査会は、情報公開審査会と言う事で、個人情報審査会あるいは個人情報審議会、それぞれに、同じような諮問が出ている事なんですかね。</p>
事 務 局	<p>はい。個人情報審議会につきましては、同様の内容で、ご説明いたしております。</p>
会 長	<p>はい。ありがとうございました。でも、答申も出ていることですね。</p>
事 務 局	<p>そうですね。答申はこれからですが。</p>
会 長	<p>結論は出ている。ありがとうございました。そういう状況でございます。各委員から、実施機関に対してご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。挙手ボタンを押してから、ご質問下さい。近隣の諸市でも、同じような方向で改正進んでいると、理解して宜しいでしょうかね。</p>
事 務 局	<p>はい、そうです。元々、情報公開制度と個人情報保護制度は、別々だったのですが、両制度を効果的にといいますか、審議する際に、統一して一本化しているところが多いです。</p>
会 長	<p>審査と審議を、合体化してしまうという感じですね。審議会の活動範囲が狭くなっている訳ではないですね。そういうことですか。特に問題といいますか、異議を唱えることはなかりうかと思いますが、何か、ご指摘ございましたら。如何でしょう。</p>
会 長	<p>特にございませんか。では、この諮問につきましては、審議を踏まえ、答申について私と事務局との間で連絡調整し、最終的な答申とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。確認で、異議がないようでしたら、挙手ボタンを押してください。</p>
	<p>挙手・確認</p>

審 議 経 過

会 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>異議がないようですので、答申について、そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは、最後にその他とありますが、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から、日程調整表が出されていると思いますが、</p> <p>～ 次回の日程調整中 ～</p>
会 長	<p>では、次回の審査会は、令和5年 1月30日 月曜日の18時からとなりました。遅くなりますけど、次回の案件とかは、答申案の。</p> <p>できる限り、事前に答申案の内容を詰めて進めて、委員の皆様にお諮りすると言う事で、開始時間が遅くなりますが、できるだけ集中にやって、審議会を進めさせていただきたいと思います。ご協力を宜しくお願いします。それでは、日程も決まりましたので、特に他、いいの皆様方から、何も無いようでしたら、少しばかり予定時間を超過してありましたけど、本日の審査会はこれで終了したいと思います。ご協力していただきありがとうございました。心身にご協力いただきまして感謝しています。お疲れ様でした。</p> <p>委員方々 ありがとうございました。</p> <p>閉会</p>